

申告相談の日程

▶日程

右表のとおりです。

今回の申告相談から受付枠に上限を設けています。受付枠の上限に達した場合は、時間内であっても受付を終了します。予めご了承ください。

▶ご注意

- 市民交流センターの開館は、午前8時30分です。時間前の上場はできませんので、ご了承ください。
- 毎週木曜日は市民交流センター休館日のため、申告相談は行っておりません。
- 市役所地下駐車場(第1駐車場)は、混雑が予想されます。周辺駐車場もご利用ください。
- 期間中は、税務課窓口での申告相談はお受けできません。

日にち	午前の部 9:00 ~ 12:00 (受付時間 8:45 ~ 11:00)			午後の部 13:00 ~ 17:15 (受付時間 8:45 ~ 16:00)		
	受付枠	内 LINE 予約枠	内当日枠	受付枠	内 LINE 予約枠	内当日枠
2/17 (月)	60	30	30	90	30	60
2/18 (火)	60	30	30	90	30	60
2/19 (水)	60	30	30	90	30	60
2/20 (木)		休館日			休館日	
2/21 (金)	60	30	30	90	30	60
2/22 (土)	80	30	50		休日	
2/23 (日)		休日			休日	
2/24 (月)		休日			休日	
2/25 (火)	60	30	30	90	30	60
2/26 (水)	60	30	30	90	30	60
2/27 (木)		休館日			休館日	
2/28 (金)	60	30	30	90	30	60
3/1 (土)		休日			休日	
3/2 (日)	80	30	50		休日	
3/3 (月)	60	30	30	90	30	60
3/4 (火)	60	30	30	90	30	60
3/5 (水)	60	30	30	90	30	60
3/6 (木)		休館日			休館日	
3/7 (金)	60	30	30	90	30	60
3/8 (土)		休日			休日	
3/9 (日)		休日			休日	
3/10 (月)	60	30	30	90	30	60
3/11 (火)	60	30	30	90	30	60
3/12 (水)	60	30	30	90	30	60
3/13 (木)		休館日			休館日	
3/14 (金)	60	30	30	90	30	60
3/15 (土)		休日			休日	
3/16 (日)		休日			休日	
3/17 (月)	60	30	30	90	30	60

例年、申告会場は大変な混雑となります。

混雑緩和のためにも、便利な以下の方法についてご検討・ご活用をお願いします。

小諸市公式 LINE で 相談の予約ができます

当日受付に並ぶことなく、待ち時間の少ない便利な LINE 予約をぜひご利用ください。

▶期間

1/10(金)から希望する相談日の4日前(3/13(木)まで)

▶方法

小諸市公式 LINE のメニューから予約申し込み



友達登録はコチラ▶

スマホ申告説明会を開催します

市民交流センターにて、佐久税務署の職員の説明によるスマホ申告説明会を開催します。

お手持ちのスマホを操作しながら、実際に確定申告が行えます。

▶開催日

2/7(金)
9:00 ~、10:45 ~
13:30 ~、15:15 ~

▶申込み

二次元コード先のながの電子申請から申込み▶



24時間 365日申告可能な オンライン申請(e-Tax)をご利用ください

申告会場における混雑緩和のため、メンテナンス期間を除き、いつでもどこでもスマートフォン等で申告可能な e-Tax の積極的なご利用をお願いします▶



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

佐久税務署にて申告会場を開設します。詳しくは二次元コード先の HP からご覧ください▶



市県民税等 申告相談

期間 2/17(月) ~ 3/17(月)

2/22(土)、3/2(日)は午前のみ受付

会場 市民交流センター (こもろプラザ 2 階)

☎ 市県民税申告相談について → 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-Tax について → 佐久税務署 ☎0267-67-3460

申告が必要な方

- 申告については、**広報こもろ 1月号の 9 ページ及び 24 ページ(佐久税務署からのお知らせ)をあわせてご確認ください。** 市公式 HP はこちらから▶
- 所得税に関するご相談や過年の確定申告に関するご相談、内容が複雑な申告等については税務署での確定申告をお願いします。詳しくは佐久税務署へお問い合わせください。



申告相談に必要なもの ※申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。

- 申告書
- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの
- 利用者識別番号が確認できる書類(所得税の確定申告をする方)
- 給与や年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と収入・経費の確認できる帳簿や領収書
- 国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- 生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳、要介護認定書
- 還付を受ける本人の預金通帳



各種書類の準備について

国税庁ホームページ「令和6年分 確定申告特集」も参考にしてください。 国税庁 HP ▶



事前の準備をお願いします

会場の混雑緩和や滞在時間の短縮のため、必要書類の事前作成にご協力をお願いします。

【営業・農業・不動産所得のある方】 → 「収支内訳書」を必ず作成してください。

【医療費控除を申告する方】 → 「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」を作成していない場合、申告相談はお受けできません。必ず事前に作成の上お越しください。

申告を忘れると…

所得額や税額は国・県・市の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金保険・保育料・市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。